

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入 に関する検討の視点

1. 権利制限の一般規定の必要性について

権利制限の一般規定の導入に当たっては、次のような点に留意が必要である。

- i) 権利制限の個別規定の改正や裁判所の柔軟な法律解釈により対応できるのではないか。
- ii) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はうまく機能するか。
- iii) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか。
- iv) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか。

2. 仮に一般規定を導入した場合の論点

(1) 一般規定の趣旨

- (ア) 実質的な不利益はないにもかかわらず、形式的には権利侵害に当たる事例を解決するため。
- (イ) 予想できなかった技術の進歩に迅速に対応するため。
- (ウ) 新たなビジネスに挑戦しやすい法的環境を整えるため。

(2) 一般規定を導入した場合の条件整備

- 一般規定を導入した場合、紛争や利害調整のため、法制度だけではなくガイドラインやADRなどの環境整備が必要ではないか。

(3) 一般規定と個別規定の関係

- 必要な権利制限については、個別規定での対応を図りつつ、いわゆる「受け皿」規定として個別規定の末尾に一般条項を設けるという考え方でよいか。

(4) 一般規定の具体的な規定振り

- 一般規定の中で定める考慮事項にはどのようなものが必要か。